

運営指導における 主な指導事項等

福祉用具貸与・特定福祉用具販売 編

埼玉県福祉監査課

福祉用具専門相談員

福祉用具専門相談員を常勤換算方法で2人以上配置してください。

サービスの提供の記録

サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況、その他必要な事項を記録してください。

福祉用具貸与の具体的取扱方針

1. 福祉用具貸与の提供にあたっては、機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格に関する情報を提供し、同意を得てください。
2. 福祉用具貸与の提供にあたっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具の情報を提供してください。

福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画の作成

1. 最新の居宅サービス計画に沿った福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画を作成の上、サービスの提供を行ってください。
2. 福祉用具貸与計画の策定後、モニタリングを行い、結果を記録し、居宅介護支援事業者に報告してください。
3. 福祉用具の貸与と販売の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の計画を一体のものとして作成してください。

勤務体制の確保等

1. 開設法人の役員である管理者兼福祉用具専門相談員の勤務状況が確認できませんでした。出勤簿やタイムカード等を整備し、勤務状況が確認できるようにしてください。
2. 雇用契約書等により、当該福祉用具貸与（特定福祉用具販売）事業所の従業者であることを明確にしてください。

衛生管理等

福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、保管又は消毒の業務実施状況について定期的に確認し、その結果を記録してください。

要介護1の者等に係る福祉用具貸与

要介護1等の軽度者に例外的に福祉用具を貸与する場合は、居宅介護支援事業所から認定調査票の必要な部分の内容が確認できる書類等を入手するなど、要否の判断となった文書を保存してください。

対象外種目

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 1 車いす及び車いす付属品 | 2 特殊寝台及び特殊寝台付属品 |
| 3 床ずれ防止用具 | 4 体位変換器 |
| 5 認知症老人徘徊感知機器 | 6 移動用リフト(つり具の部分を除く。) |
| 7 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。) | |